

公益財団法人千葉県市町村振興協会市町村交付金交付細則

〔平成24年 4月20日
細則第3号〕

改正 平成26年 2月13日細則第6号

改正 平成29年 2月 7日細則第1号

改正 令和 3年 9月13日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第4条及び第6条の規定に基づき、この法人が千葉県内の指定都市を除く市町村（以下「市町村」という。）に交付する市町村交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(配分基準)

第2条 規程第2条第1号の市町村への配分に当たっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新市町村振興宝くじの収益金をもって、千葉県がこの法人に交付する交付金（以下「ハロウィンジャンボ県交付金」という。）の2分の1を市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）とする。
- (2) ハロウィンジャンボ県交付金の2分の1を市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という。）とする。
- (3) 合併市町村に対して均等割配分において5年間の経過措置を行う。

2 規程第2条第2号の市町村への配分に当たっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配分する金額について、その金額の2分の1を市町村に均等割とする。
- (2) 配分する金額について、その金額の2分の1を市町村に人口割とする。

3 規程第2条第3号の市町村への配分に当たっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害対策事業の財源に充てるために発売される宝くじの収益金をもって、千葉県がこの法人に交付する交付金（以下「災害対策事業県交付金」という。）の3分の1を被災のあった市町村に均等割とする。
- (2) 災害対策事業県交付金の3分の2を被災の状況に応じて配分する被災状況割とする。

(交付金の単位)

第3条 交付金の単位は、原則、千円単位とする。

2 規程第2条第1号については、千円未満の端数を合計して翌年度に繰越のうえ

翌年度の規程第2条第1号の交付金と合せて交付するものとする。

3 規程第2条第2号については、千円未満を切り捨てるものとする。

4 規程第2条第3号については、千円未満の端数を当該市町村の中で最も被災状況の大きい市町村へ上乗せして交付するものとする。

(預金利息等の取扱い)

第4条 規程第3条第1号の財源を管理する預金から生じる利息等は、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 規程第2条第1号は当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

2 規程第2条第2号及び第3号は、事業実施年度の3月31日までに交付するものとする。

(交付金の交付決定)

第6条 理事長は、交付金の交付金額を決定したときは様式第1号により市町村の長に通知するものとする。

(交付金の申請)

第7条 前条の通知を受けた市町村の長は、速やかに様式第2号により理事長に申請するものとする。

(事業計画の提出)

第8条 前条の申請に際しては、市町村の長は様式第3号により市町村交付金を充当する事業の計画を理事長に提出するものとする。

(事業報告の提出)

第9条 交付金の交付を受けた市町村の長は、当該事業年度終了後1ヶ月以内に様式第4号を理事長に提出するものとする。

(補 則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。